

鳥取県の環境施策

平成17年1月作成



もくじ

環境立県の歩み

環境立県第2ステージでの取り組み

循環型社会づくり

環境産業の育成支援

野生動植物の保護

地球温暖化対策

コラム 地球温暖化とは？

コラム アイドリングストップ豆知識

自然エネルギーの推進

県内三大湖沼の水環境の保全と再生

コラム 地中海のラムサール条約登録

森林の保全（森林環境保全税）

環境配慮活動の推進

環境立県の歩み

	事 項
平成11年3月	「鳥取県環境基本計画」策定
平成11年6月	片山知事がISO14001認証取得を宣言
平成12年12月	鳥取県庁がISO14001取得
平成13年3月	「新エネルギービジョン」策定
平成13年4月	鳥取環境大学の開設(我が国唯一の環境専門大学) 「鳥取県自動車等の適正な保管の確保に関する条例」の制定
平成13年12月	「鳥取県希少野生動物の保護に関する条例」の策定
平成14年3月	「地球温暖化防止に向けたアクションプログラム」の策定
平成14年4月	「鳥取県版環境管理システム認定制度(TEAS)」の創設
平成14年7月	「鳥取県産業廃棄物処分場税条例」の制定 鳥取県衛生環境研究所の開所
平成15年4月	地域資源を再認識し地域の自立を進める「鳥取ルネッサンス運動」を展開
平成16年3月	森林環境保全税を創設する条例を可決
平成16年6月	エコアジア(アジア・太平洋環境会議)2004を米子市で開催
平成16年9月	「鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例」の制定

環境立県第2ステージでの取り組み

鳥取県では、平成12年に県庁自らが率先してISO14001を認証取得し、「人と社会と自然との共生」をテーマに「環境立県」を掲げ、様々な独自の取り組みを展開してきました。その後、我が国唯一となる環境専門大学である「鳥取環境大学」開設や独自の環境関連条例の制定、衛生環境研究所の開所など徐々に基盤の整備がすすんできました。平成16年6月にはエコアジア2004を開催し、県民や企業の環境への取り組みが各国大臣から高い評価を受け、今後は実践中心の「環境立県第2ステージ」として、県民、企業一人ひとりの実践の支援に一層の重点をおいて施策を展開していきます。

具体的にはこの第2ステージでは「県民との協働」をキーワードに、循環型社会の構築、地球環境問題への対応、次世代への自然環境の継承などの施策を実施します。その基盤となる「環境基本計画」の見直しをはじめ、具体的な進めかたを記した「環境立県アクションプログラム」を現在作成しています。

循環型社会づくり

現状・課題

循環型社会を構築していくためには、一般廃棄物、産業廃棄物の区別なく減量化・資源化を推進していくことが重要です。県では市町村への助言や排出事業者に対する指導とともに、ゼロエミッション活動への支援や環境産業クラスターの形成などを通じて、環境産業の育成支援を積極的に行うことで、ごみの減量化や廃棄物の再生利用の促進に努めているところです。

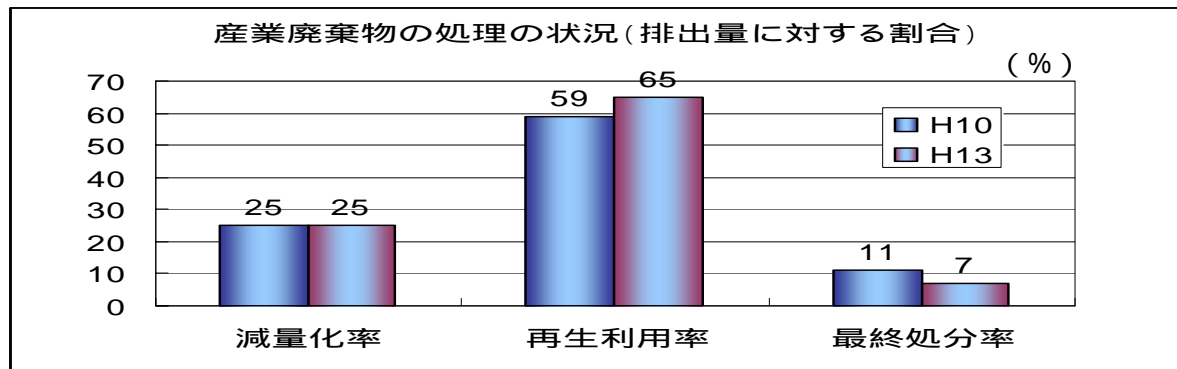
さらに、循環資源を利用して県内で製造加工される商品をグリーン商品認定制度により認定するなど、出口対策にも配慮しながら未利用資源の利用促進やリサイクル企業に対する支援を進めています。

産業廃棄物

県内の産業廃棄物のリサイクル率は66%（平成13年度実績）を示しているが、未だ有効利用されていない産業廃棄物も残されています。全国的に新たな最終処分場の建設は難しい状況にあるとともに、本県の最終処分量の約7割が県外処分場に依存している現状からも、最終処分量の一層の削減に向け、可能な限りリサイクルを進めていく必要があります。

【産業廃棄物の資源化等の状況】

図1



一般廃棄物

県内の一般廃棄物のリサイクル率は13%に留まっており、全国平均の15%を下回っている状況です。（いずれも平成13年度実績）

特に、全ごみ量の約4割を占め、現在ほとんどが焼却されている生ごみの資源化は大きな課題と考えられるところから、官・民の連携体制を含め市町村の取組み強化に向けた支援策の検討が必要です。また、リサイクル以前にごみの減量化が最重要との認識に立ち、排出抑制や分別排出の徹底に向け、県民に対する一層の普及啓発を進める必要があると考えています。

【一般廃棄物のリサイクル率】

単位：%

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
鳥取県	12.8	13.5	13.3	13.6	13.3
全国	11.0	12.1	13.1	14.3	15.0

環境産業の育成支援

廃棄物関連産業を「環境産業」として位置付け社会的認識の向上を図るとともに、各種支援策の積極的展開を通じ、廃棄物再資源化の担い手であるリサイクル企業等の育成支援に努める必要があります。

県の取り組み

普及啓発活動

大量消費、大量廃棄のライフスタイルを環境に配慮した様式に転換するため、県民が日常生活の中でごみ減量化に取り組める環境づくりとして「4つのR」推進事業を実施します。

< 4つのR >

Refuse： 発生抑制
Reduce： 減量
Reuse： 再利用
Recycle： 再生利用

・リサイクルフェア、「ごみと遊ぼうイン夏休み」等のイベントの開催

・エコショップの普及拡大（15年度末242店舗）及びマイバッグキャンペーンの実施
エコショップとは、余分な包装をしない、使った容器を回収する、リサイクル製品をすすめる環境にやさしいお店

・リサイクルマーケットの開催支援（～15年度）

・空き缶回収・散乱防止モデル事業の実施（16年度～）

表2 エコショップ認定店舗数（各年度末現在）

年 度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度（目標）
店舗数	138	190	230	242	260

環境産業の育成支援

リサイクルに係る企業の技術開発やリサイクル施設の整備等に対する支援を行うとともに、下記施策の推進等を通じ、環境産業への支援を充実強化します。

・廃棄物の需給に係るマッチング促進のための廃棄物情報交換システムの構築（15年度）及び情報交換の広域連携化推進

・循環型産業クラスター協議会の設置（16年度）

市町村に対する助言等

各市町村に対し、分別収集体制の一層の整備を要請し、容器包装リサイクル法についても対象品目すべての分別収集体制が整備されるよう継続的な働きかけを行います。

特に、平成16年度には、県内の一般廃棄物の減量化・リサイクル率の向上を図るため、市町村・学識経験者・民間事業者等で構成する実務者レベルでの検討会議を設置し、実効性のある具体的な方策についての検討に着手します。

今後の取り組み

県民に対する普及啓発や環境産業の育成支援を一層進めます。

一般廃棄物については、リサイクル促進方策検討会議を中心に具体的な方策の検討を進めます。そのとりまとめ結果については、各市町村等の合意形成を図りながら、体制整備、取り組み強化につなげ、「一般廃棄物のリサイクル率40%」を目標に減量化・リサイクルの推進を図ります。

環境産業の育成支援

現状・課題

循環型社会の構築のためには、県民、企業、行政やNPO等の多様な主体が様々な取り組みを行うことが必要です。

この中でも、廃棄物を資源として有効利用するためには、リサイクル製品等を製造している企業等の環境関連企業が大きく伸びていくことが不可欠です。

この実現のため、県内環境関連産業の抱える諸課題を解決し事業創出や拡大を図るための支援が求められています。

その課題としては、次の4つが挙げられます。

新たな事業創出のための製品開発等の研究開発

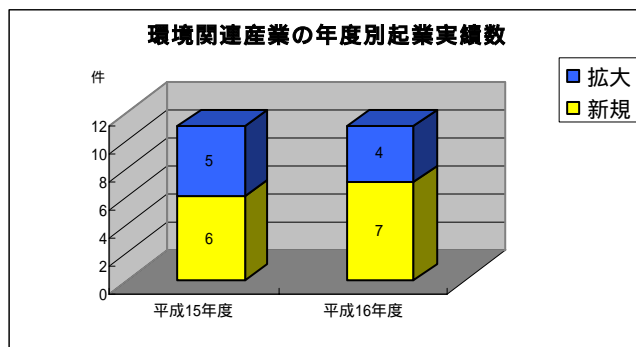
施設・設備整備に対する投資

製品製造のための原料調達

製品販売のための販路拡大等

このため、県は、これらの課題を解決するため積極的に支援を行うこととしています。

また、環境関連産業だけではなく、ゼロエミッションを推進する環境配慮企業に対しても情報提供等を行い、循環型社会の構築を目指します。

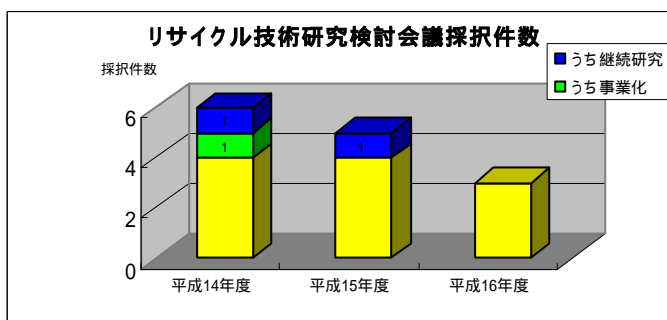


県の取り組み

新たな事業展開のための製品開発等の研究開発

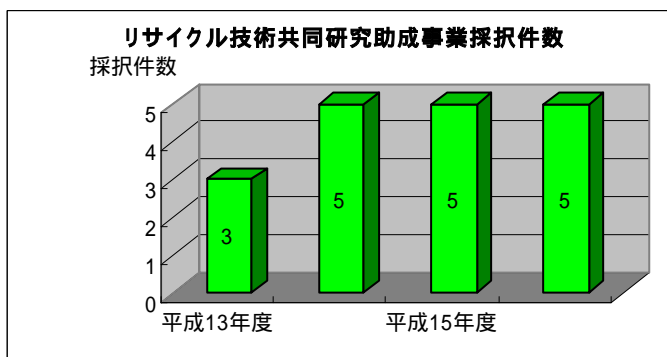
- ・リサイクル技術研究検討会議

リサイクル技術に関する課題に対して、企業に大学や県の研究機関等が連携して、アドバイスや学識経験者の紹介等を行いました。その結果、事業化や平成16年度の共同研究助成事業につながった案件もありました。



- ・鳥取県リサイクル技術共同研究助成事業

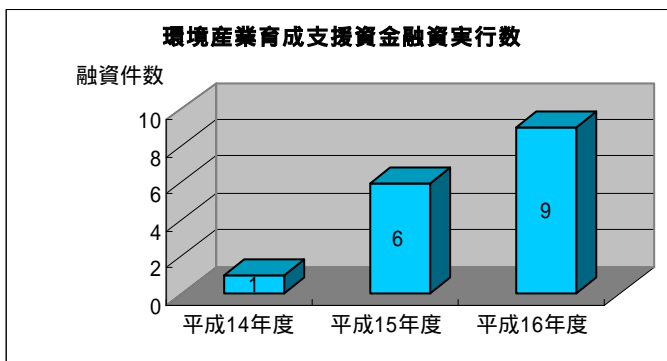
リサイクル技術の高度化を図るため、企業が大学や研究機関と共同で行う研究開発を助成します。平成15年度、16年度ともに5件について新規助成しました。



(2) 施設設備整備に対する投資

- ・環境産業育成支援資金融資制度

県内において、県内廃棄物のリサイクル率向上のために廃棄物処理業者等が行う施設・設備の整備事業に対して制度融資を行っています。



(3) 製品製造のための原料調達

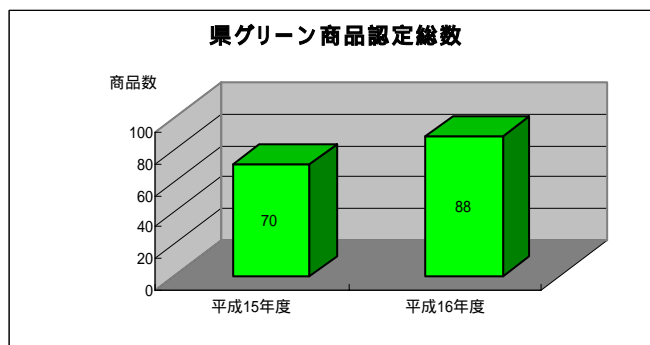
- ・廃棄物情報交換制度

県の「とりネット」に廃棄物の提供・受け入れの情報交換を目的として、民間企業同士の取引、行政からの情報提供を掲載できるシステムを構築し、現在12社が登録しています。

(4) 製品販売のための販路拡大

- ・県グリーン商品認定事業

循環資源を利用して製造加工されるリサイクル製品等を鳥取県グリーン商品に認定して、その利用促進を図る。現在88商品を認定しています。



(5) ゼロエミッションの推進

- ・主な県内製造業を訪問し、各企業の廃棄物

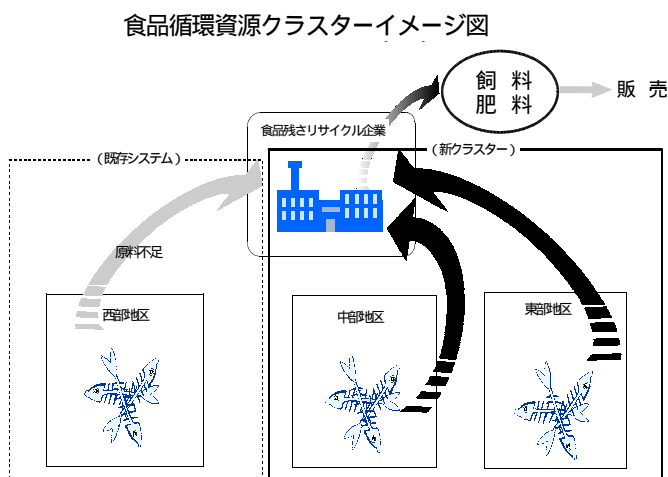
ゼロのための取り組みへの情報を提供し、各企業で検討が行われます。

今後の取り組み

各環境関連企業が、新たな事業創出や事業拡大を図る上での諸課題に企業、大学等、県の研究機関等が連携して取り組むための、「循環型産業クラスター協議会」を立ち上げて、個別課題ごとにワーキンググループ(WG)を設置し取り組むこととした。平成16年度は、「食品循環資源WG」など6つのWGで検討を行っています。

環境関連産業の育成は、新たな事業創出のための技術開発、事業拡大等のための施設設備整備、リサイクル製品製造のための原料調達、販路の開拓等それぞれの事業段階に応じて各々の課題があり、その段階に応じた支援策が必要とされています。

図2



また、環境関連産業は、循環型社会の構築のために不可欠な静脈産業であるにもかかわらず、製造業等の動脈産業に比べて認知度が低いのが現状です。

このため、「循環型産業クラスター事業」の活用を図り、各事業展開に応じた各種の支援策を

行っていくことにより、環境関連産業の育成を図り、循環型社会の構築を目指します。

事業実績と成果

表3 平成16年度は下表のワーキンググループを設置または計画し、活動を行っています。

	内 容 (構成メンバー)	実 績
食品循環資源WG 【入口対策】	食品残さを利用した飼肥料、たい肥の製造企業の原料調達企業2社 境港水産事務所、水産課、経済政策課、中部・西部総合事務所県民局	県中部地域において収集した情報をもとに企業が排出企業を個別訪問し、商談中。 県西部地域においては百貨店2店舗及びホテル1店が17年度から取組み予定。また皆生温泉旅館組合も積極的な動きを見せている。
畜産たい肥WG 【出口対策】	畜産糞尿を利用したたい肥の販路拡大及び建設業の労力活用 2JA 畜産課、農政課、企画防災課、中部総合事務所農林局、農業・園芸試験場	耕種農家の利用促進について聞き取り結果をもとに様々な角度から検討するも最終的にたい肥単価が低減できないことで折合わなかった。 建設業の余剰労力活用も賃金で折合わなかった。
松くい虫被害材WG 【未利用資源対策】	未利用資源である被害材を製紙原料として有効活用 2森林組合、1企業 森林保全課	今秋から駆除事業において優先的にチップ化事業を優先採択。受入チップ工場も確保し、県・市町村が発注している。 東部地域の実績見込み 15年度：0m ³ 16年度：55m ³
廃プラスチックWG 【入口対策】	一般廃棄物を利用した再生プラスチック原材料の製造及び高度利用 企業、東部広域、鳥取市、産業開発課	再生プラスチックペレット製造について原材料となる廃プラスチックの供給体制等を協議、検討中。
生ゴミWG 【出口対策】	一般廃棄物を利用した土壌活性剤の高度利用 企業、智頭町、食の安全推進課、農政課、衛生環境研究所、園芸試験場	現在、智頭町3集落で家庭生ゴミを回収し製造されている液体土壌活性剤の成分分析や散布方法、適用作物等の活用方法に関わる研究及び取組み地域拡大を検討中。
植生ボードWG 【未利用資源対策】	建設廃材等を利用した植生ボード製造を事業化 鳥取大学農学部、企画防災課 企業(予定)	県土整備部の委託事業により鳥取大学で平成14,15年度に研究実施。その研究成果を事業化する企業を公募により発掘している。企業化に際しては販路確保に支援する予定。

すべてのWGに循環型社会推進課は参加。

野生動物の保護

現状・課題

人間は、地球生態系の一員として他の生物と共存しており、また、生物を食糧、医療、科学等に幅広く利用しています。しかし、他方、近年、野生生物の種の絶滅が過去にない速度で進行し、その原因となっている生物の生息環境の悪化及び生態系の破壊に対する懸念が深刻なものとなってきました。

野生動物は、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として人類の豊かな生活に欠かすことのできないものです。そこで、絶滅のおそれのある野生動物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする「絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律」（略称「種の保存法」）が平成4年6月5日に公布されました。この法律に基づき、オオタカ、イリオモテヤマネコなど73種の動植物が、国内希少野生動物として指定されています。

鳥取県は、面積的には小さいものの、中国地方の最高峰である大山をはじめとする中国山地、ここを源とする河川、湖沼、海岸など変化に富んだ環境に恵まれ、野生動物の種類も多様性に富んでいます。しかし自然環境の改変、過剰な捕獲・採取、外来種の侵入など様々な要因により、絶滅の危険性のある野生動物が増えているのです。

県の取り組み

（1）鳥取県希少野生動物の保護に関する条例

鳥取県では、絶滅のおそれのある希少な野生動物の保護とその生息・生育する自然生態系の保全を図るため、平成13年12月に「鳥取県希少野生動物の保護に関する条例」を制定しました。（概要）

特定希少野生動物の指定

希少野生動物のうち、特に保護を図る必要がある種を「特定希少野生動物」とし、捕獲等を禁止しました。動物8種、植物33種、計41種が指定されています。

自然生態系保全地域の指定

希少野生動物の保護と自然生態系を守るために重要な地域を「自然生態系保全地域」として指定し、地域内における工作物の設置などの一定の行為は許可や届出が必要です。

保護管理事業

特定希少野生動物の種ごとに策定した「保護管理事業計画」に基づき「保護管理事業」を行う者に対して助言、指導、その他の支援措置を行っています。

罰則

特定希少野生動物の無許可での捕獲など、条例に違反した場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金となります。

< 特定希少野生動物 >

表4【動物】 8種

区 分	科 名	種 名
鳥 類	タカ	クマタカ、イヌワシ
	カモメ	コアジサシ
	ブッポウソウ	ブッポウソウ
淡水魚類	コイ	アカヒレタピラ
昆虫類	ゲンゴロウ	コガタノゲンゴロウ
	タテハチョウ	ウスイロヒョウモンモドキ
淡水産貝類	イシガイ	カラスガイ

表5【植物】 33種

区分	科名	種名
シダ植物	ヒカゲノカズラ	スギラン
	シシラン	タキミシダ
	ウラボシ	オオエゾデンダ
種子植物	ナデシコ	エゾカワラナデシコ
	キンポウゲ	オキナグサ
	ユキノシタ	オオシラヒゲソウ
	バラ	ノウゴウイチゴ、イワガサ、コキンバイ
	ミズキ	ゴゼンタチバナ
	ツツジ	コケモモ
	サクラソウ	サクラソウ
	イワタバコ	シシンラン、イワギリソウ
	キク	イワギク、ヒゴタイ
	イバラモ	ヒメイバラモ
	ユリ	ギョウジャニンニク、ツバメオモト、ハナゼキショウ、タマガワホトトギス
	ラン	ヒナラン、キエビネ、ユウシュンラン、ササバギンラン、トケンラン、クマガイソウ、セッコク、ノビネチドリ、サギソウ、ヨウラクラン、ウチョウラン、カヤラン

(2)「レッドデータブックとっとり」の刊行

「レッドデータブック」は、絶滅のおそれのある野生動植物をリストアップして、その現状等をまとめた報告書のことで、国レベルのものも作成されている。全国的には絶滅のおそれがない種でも鳥取県では絶滅に瀕している種も少なくないなど地域レベルでの実情と必ずしも一致していません。そこで、平成14年3月に「レッドデータブックとっとり」(動物編296種、植物編330種)を刊行し、鳥取県内で絶滅のおそれのある野生動植物の現状を明らかにしました。

レッドデータブックとっとり・・・<http://www.pref.tottori.jp/kankyoseisaku/kisho/rdb/RDB.htm>

(3) 希少野生動植物保護管理事業の推進

保護管理事業計画の策定

ウスイロヒョウモンモドキ、コアジサシ、サクラソウ、コガタノゲンゴロウ、アカヒレタビラについてはすでに策定しており、平成16年度にはブッポウソウ、オキナグサの計画を策定します。



コガタノゲンゴロウ



コアジサシ



ウスイロヒョウモンモドキ



サクラソウ



アカヒレタビラ

保護管理事業への支援
 特定希少野生動植物の維持、回復を図るための保護活動を実施する、地域住民団体等の自発的な保護活動を支援します。

対象となる種	サクラソウ、ウスイロヒョウモンモドキ、コアジサシ、コガタノゲンゴロウ、アカヒレタビラ
実施主体	条例に基づき保護管理事業計画の認定を受けた者
補助対象経費	人件費、旅費、消耗品費、賃金、委託料
補助率	10 / 10 (ただし対象となる種によって限度額あり)

今後の取り組み

外来種による在来種の捕食、希少種の約半分が生息するといわれている里地里山の荒廃など生物の多様性をめぐる環境は厳しく、従来の施策の推進だけでなく、このような新たな状況も考慮に入れて対策を進める必要があります。

(1) 希少野生動植物保護管理事業の拡大

希少野生動植物の保護活動を実施する上での指針となる保護管理事業計画を策定する種を増やしていき、地域住民とともに、絶滅に瀕した種の生息・生育環境の保全・再生を進めます。

(2) 外来種対策

外来種及び希少野生動植物の生息・生育の実態を調査し、生物多様性への悪影響を評価し、外来種の防除方法について検討を行います。

(3) 自然の保全・再生

身近な自然である里地・里山には絶滅危惧種の半分が生息しているといわれています。しかし、社会の変革とともに経済的な価値が低下し、手入れがされずに放置されています。生物多様性を維持するためにも、豊かな自然環境の保全、再生を進めます。

地球温暖化対策

現状・課題

地球温暖化の主な原因は、私たち人間の活動、とりわけ化石燃料の消費などによる二酸化炭素の排出量の増加と二酸化炭素を固定する森林の破壊などによる二酸化炭素の吸収源の減少にあるといわれています。

わが国の温室効果ガス総排出量(2002年度)は13億3,100万トン(二酸化炭素換算)であり、これは1990年の7.6%増となっています。

温室効果ガスのうち最も排出量の多いCO₂の部門別排出量の推移は、次のような状況となっています。

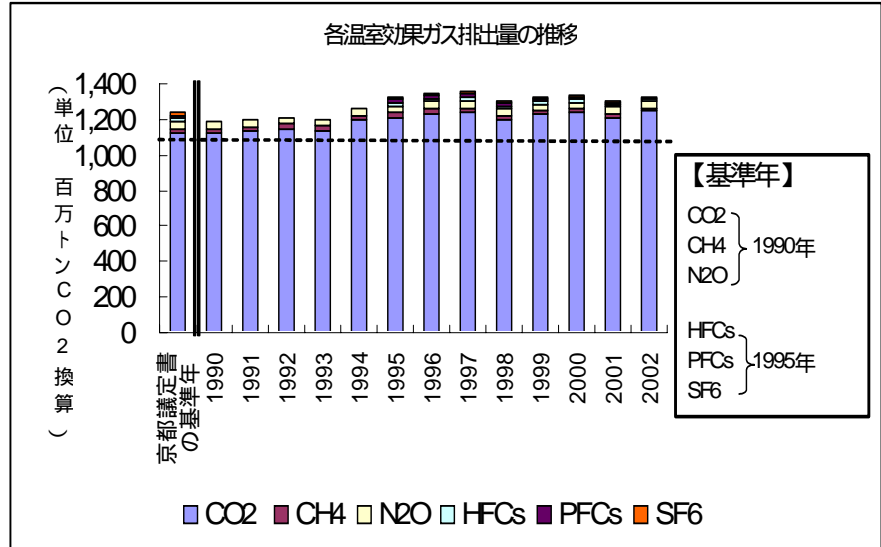


図3

【産業部門】

石油危機以降ほぼ横ばい状態となっており、これは省エネルギー法の規制による対策、自主的な行動計画による取組等がその主な原因となっています。

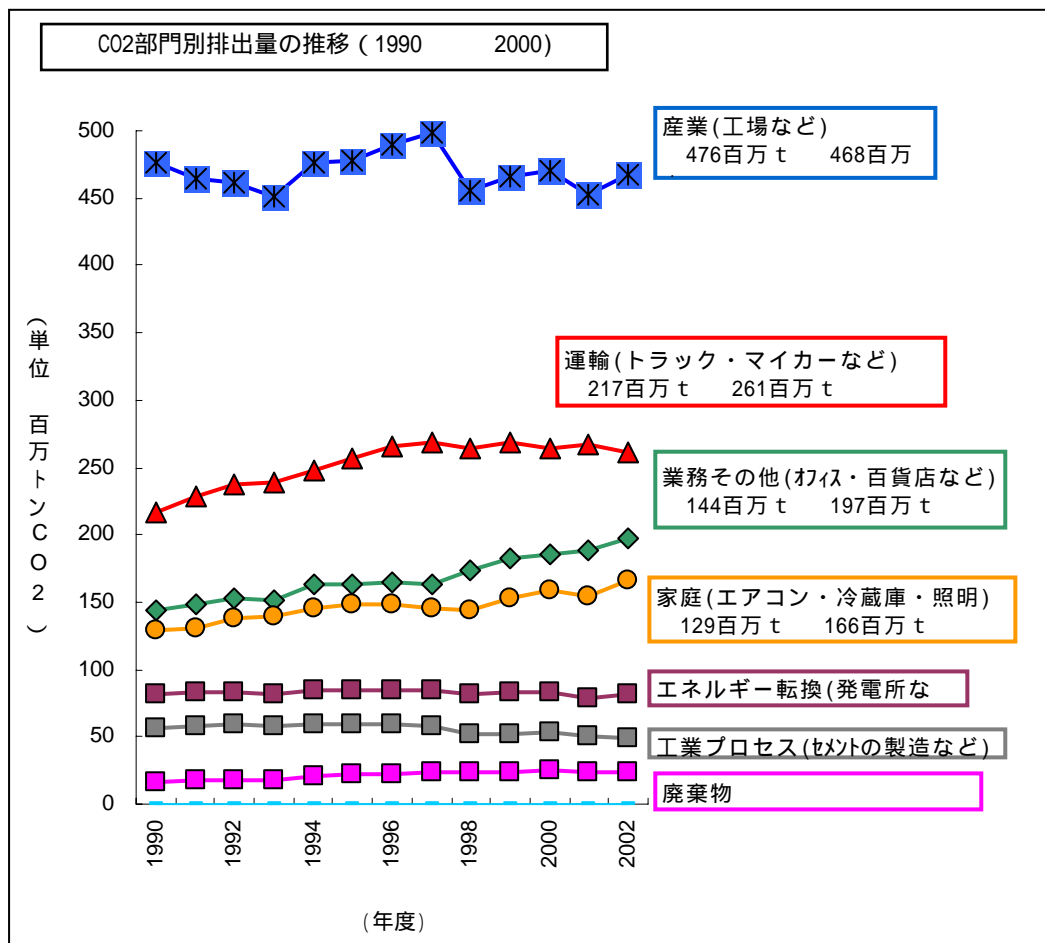
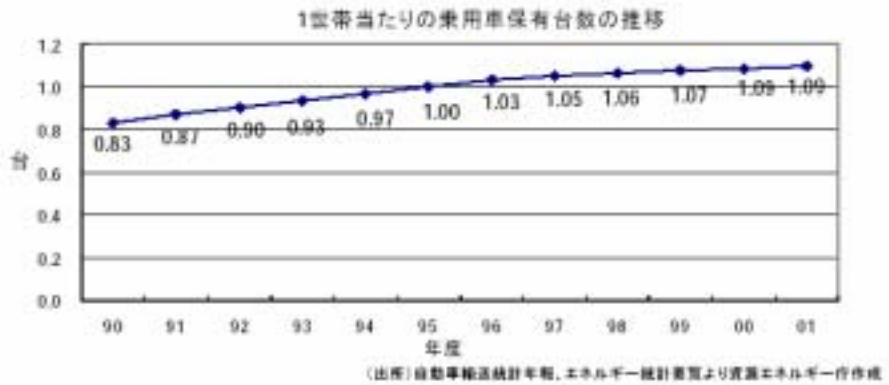


図4

【運輸部門】

石油危機以降大幅に増加し、近年ではおおむね横ばいで推移しています。運輸部門の7割を自家用車が占めており、1世帯あたりの保有台数の増加による車両数の増加、車両重量の増加や渋滞等に伴う走行条件の悪化による実走行燃費の低下がその主な原因となっています。

図5



【民生（業務その他・家庭）部門】

民生部門においては、オフィスを中心とした業務その他部門、家庭部門のいずれも石油危機以降大幅に増加しています。業務その他部門における原因として、床面積の増加があげられるが、総体的に見れば業務部門に比べてエネルギー管理が十分に行われていないことに起因していると考えられます。

図6



また家庭部門における原因としては、世帯数の増加及び1世帯あたりの使用電力量の増加など、ゆとりと豊かさを追求するライフスタイルの変化等に起因していると思われます。

【鳥取県の現状】

鳥取県の2000年度における、二酸化炭素排出量について試算すると表6のような結果でした。1990年度の二酸化炭素排出量を同じように試算すると3,886.5千t-CO2で、18.9%の増加率となっています。

また、部門別割合を全国と比較してみると、運輸部門で全国21.0%に対して29.7%と割合が高くなっています。さらに家庭部門でも全国13.3%に対して19.8%と高くなっています。

2002年6月、日本は京都議定書を締結しました。またロシアが批准したことにより京都議

表6 鳥取県の二酸化炭素排出量の試算

2000年度	排出量 (千t-CO2)	割合
エネルギー転換部門	1.5	0.1%
産業部門	1,443.3	31.2%
運輸部門	1,373.0	29.7%
民生部門（家庭）	915.0	19.8%
民生部門（業務その他）	681.0	14.7%
廃棄物部門	199.0	4.3%
その他	10.0	0.2%
全体	4,622.8	

定書の発効が目前に迫っています。わが国のエネルギー起源の二酸化炭素排出量の削減目標は1990年度と同程度ですが、鳥取県の排出量の現状を考えれば、すでに「待ったなし」の危機的な状況であるといえます。目標実現に向けて具体的かつ本格的な対策を実行し、確実な成果をあげていかなければなりません。

コラム

地球温暖化とは？

地球は「太陽から届く日射が大気を素通りして地表面で吸収され、加熱された地表面から赤外線形で熱が放射され、温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄など）がこの熱を吸収し、その一部を再び下向きに放射し地表面や下層大気を加熱する」という仕組みにより生物の生存に適した気温に保たれています。この温室効果ガスの大気中濃度が増加すると、地表の気温が上昇することになり、この現象のことを地球温暖化と呼んでいます。

この地球温暖化により地球規模で気温が上昇すると、海水の膨張や氷河などの融解により海面が上昇したり、気候メカニズムの変化により異常気象が頻発する恐れがあり、ひいては自然生態系や生活環境、農業などへ影響が起こるのではないかとされています。

県の取り組み

このような現状の中で、鳥取県としてはエネルギー起源の二酸化炭素排出量の削減、とりわけ運輸部門及び民生（業務その他、家庭）部門の削減を中心に取り組んでいます。

【運輸部門】

（1）「鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例」の制定

運輸部門の9割を占める自動車からの二酸化炭素を削減するために、県民の皆さんからの要望に基づく無駄なエンジンを停止する、いわゆるアイドリングストップに関する条例を制定しました。

（2）環境にやさしい公共交通機関利用推進企業認定制度

自家用自動車からの二酸化炭素排出量を削減するために、公共交通機関の利用を促進する取組を行う企業を知事が認定する制度を設立しました。

【民生（業務その他、家庭）部門】

（1）鳥取県版環境管理システム（別掲）

家庭や企業においてライフスタイルや業務を見直し、二酸化炭素排出量の削減に有効な環境管理システムについて、鳥取県独自の制度を制定しました。

（2）自然エネルギーの利用推進（別掲）

石油による発電から、環境負荷の小さいエネルギーを利用した発電の利用促進を図っています。

（3）高効率家電の情報を伝える「省エネラベル運動」

家庭の消費電力を削減するために、省エネ型家電に関する情報を店頭で表示し高効率家電の普

及を図る運動に取り組んでいます。(予定)

県の取り組み

地球温暖化防止の確実な成果をあげていくためには、今まで以上に公共交通機関の利用促進およびライフスタイルの変更を促進する事が重要となります。

そのためには、県民の皆さんの参加による運動が広がっていく事が必要であり、今後は実践活動を行う体制、活動の情報交換を行うネットワークの整備を行い、県民の皆さんと行政との協働による取り組みを進めていかなければなりません。

コラム

アイドリングストップ豆知識

自動車はとても便利で、私たちの生活や社会活動に欠くことのできないものですが、その一方では自動車の排出ガスが空気を汚し、地球温暖化の原因の一つにもなっています。

鳥取県では、駐停車中の不要なエンジンを停止する運動 - アイドリング・ストップ運動 - を進めるために『鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例』を平成16年10月に制定しました。この条例をきっかけに、車を利用する方誰にでもできる地球温暖化対策に県民の皆さんとともに取り組み、かけがえのない地球を守っていきたいと考えています。

アイドリング・ストップのメリット

アイドリング・ストップのメリットには、地球温暖化を防止するというメリットがあるという事は言うまでもありませんが、燃料費の削減につながるということも忘れてはならないメリットです。

(財)省エネルギーセンターがおこなった「信号待ちでもアイドリング・ストップ～日本縦断キャラバン～」によると、信号待ちでアイドリング・ストップを行いながら北海道から鹿児島まで 3718km を走行した結果、アイドリング・ストップを行わない車両に比べて最大 13.4%(都市部)から最小 3.4%(都市間)燃費が向上しています。つまり、年間 800リットル使用する方であれば最大 107リットル、最小 27リットルの節約につながります。これは、1リットル 120円とすれば 12,840円～3,240円の節約となります。この時の二酸化炭素の排出削減量は、247～62kg(CO₂換算)となります。(ガソリン 1リットルに対して 2.31kg の二酸化炭素が排出されます。)

短時間のアイドリング・ストップ

エンジンをかける時に少し多目の排気ガスが出ますが、短時間のアイドリング・ストップは本当に効果があるのでしょうか？

短時間のアイドリング・ストップの効果について、実験をした例がいくつかありますが、アイドリング・ストップの効果が生じる正確な時間についての統一見解を出すにいたってはいません。しかし、ガソリン車であれば 10秒以内、ディーゼル車であれば 30秒以内であればエンジンを停止する効果は無いというのが、共通している時間であるといえます。

アイドリング・ストップを行う際の、目安にしてみてください。

自然エネルギーの推進

現状・課題

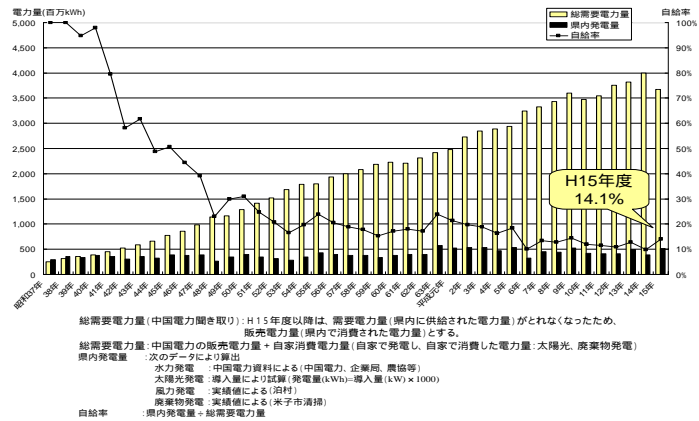
自然エネルギー 1 は二酸化炭素の排出が少ないことなど環境へ与える負荷が小さく、地球環境問題の解決に寄与するほか、資源の制約が少ない国産エネルギー、石油代替エネルギーとしてエネルギー安定供給の確保、新規産業・雇用の創出など様々な効果が期待できます。

鳥取県の電力は、県内に導入された自然エネルギー（水力発電）施設によって、ある程度安定的に供給されています。しかし、電力需要は年を追って増加し、昭和 38 年度に 100% を超えていた自給率は、平成 15 年度に 14.1% まで下落しました。不足する電力は、県外からの融通に頼っています。

このため、鳥取県は平成 13 年 3 月、新エネルギー 2 の導入の指針となる「鳥取県新エネルギービジョン」を策定し、自然エネルギーの導入に取り組み始めました。

平成 15 年度からは、鳥取が培ってきた地域資源（人・文化・もの・環境にやさしいエネルギー）を再認識し、意識的に活用を図る「鳥取ルネッサンス運動」の一環として県庁内に「自然エネルギー推進プロジェクトチ

鳥取県における電力自給率の推移



「鳥取ルネッサンス運動」の一環として県庁内に「自然エネルギー推進プロジェクトチ

自然エネルギー導入状況・予定

表 7

平成16年10月末現在

年度	H15	H16	H17	H18	計	
風力発電	計		1,500kW	25,500kW	27,000kW	
	内訳		・名和町 1,500kW × 1 基	・北条町 1,500kW × 9 基 ・空山(企業局) 1,000kW × 3 基 ・大山町 1,500kW × 6 基		
	(参考)風況精査	・青谷町(町民グラウンド) ・泊村(IC付近) ・大山町(仁王堂公園)	・佐治村(栃原) ・福部村(岩戸)			
太陽光発電	計	1,124kW	735kW	700kW	700kW	3,259kW
	内訳	・住宅用 1,061kW ・岩美町 10kW ・八東町 20kW ・泊村 25kW ・江府町 8kW	・住宅用 ² 700kW ・佐治村 10kW ・泊村 20kW ・県住(行徳) 5kW	・住宅用 ² 700kW	住宅用 ² 700kW	
中小水力発電			日南町、中国電力(三朝、溝口) 等		-	
バイオマス発電	計		10,000kW		10,000kW	
	内訳		・新エネルギー(王子製紙) (自然エネルギー分 約 10,000kW)			
計	1,124kW	2,235kW	36,200kW	700kW	40,259kW	

² H16~18年度の住宅用太陽光はH15年度程度の導入を想定

ム」(リーダー: 出納長、生活環境部長及び関係所属長で構成)を組織し、「平成 15 年度から 4 年間で自然エネルギー 3 万 kW を導入」という具体的な目標のもと、導入の推進を図

っています。

太陽光発電、風力発電、小水力発電などの自然エネルギーは、石油など競合するエネルギーと比較してコストが高く、採算性を確保することが難しいことや、自然条件に左右されて出力が不安定であることなどが、発電事業化あるいは家庭への普及の課題となっています。

また、間伐材や家畜ふん尿を活用したバイオマス利用、温泉の熱を利用した温度差発電、波力発電など新技術による地域の特性に即したエネルギーについても技術開発、実用化を促進する必要があります。

- 1 自然エネルギー：風力、太陽光、バイオマス、中小水力など自然由来で再生可能なエネルギー
- 2 新エネルギー：自然エネルギーに廃棄物発電や燃料電池などを加えた、技術的に実用可能であるが、経済面から普及が充分でない石油代替エネルギー

県の取り組み

(1) 太陽光発電

県、市町村などの公共施設への積極的設置

- ・ 県営住宅行徳団地 4.56kW
- ・ 市町村施設への設置に対する助成 岩美町、八東町、泊村、江府町
住宅に太陽光発電システムを設置する個人に助成（市町村への間接補助）
- ・ 個人への助成制度のある市町村（鳥取市、泊村、北条町、名和町、大山町、日南町）
- ・ 導入戸数

全 国	H12 年度	約 2 万戸（約 7 万 kW）	H15 年度	約 5 万戸（約 20 万 kW）
鳥取県	"	約 50 戸（約 200kW）	"	約 340 戸（約 1,500kW）

< 参考 > 住宅用太陽光発電の費用と収益
(H15 年度末)

- ・ 導入費用 280 万円 (4kW)
(内訳) N E F 18 万円
県 18 万円
市町村 18 万円
個人負担 226 万円
- ・ 売電収入 9.2 万円 / 年

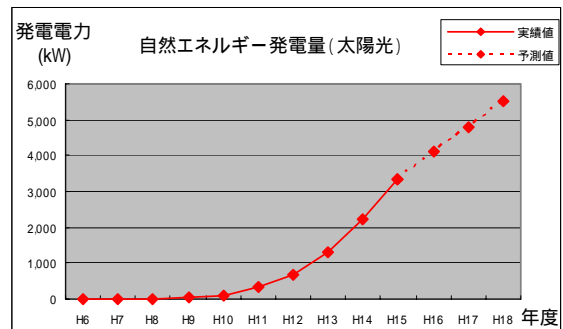


図 1：鳥取県太陽光発電導入量(kW)

(2) 風力発電

風況調査に対する助成

- ・ 青谷町、泊村、大山町、佐治村
県（企業局）による風力発電施設の設置
- ・ (計画) 1,000kW × 3 基 鳥取市空山（鳥取放牧場）
市町村が行う風力発電施設設置への助成
- ・ 事業費、建設費の起債に対する利子補給（利子の 1/2 又は 1%を上限）
< 北条町 > 1,500kW × 9 基 事業費 2,599,800 千円 利子補助 75,057 千円
< 名和町 > 1,500kW × 1 基 事業費 431,018 千円 利子補助 8,854 千円
民間企業（日本風力開発株）が大山町に 1,500kW × 6 基を計画

< 参考 >

風力発電の設置状況(全国:H15 年度末)

- ・ 設置基数 735 基
- ・ 総設備容量 677,795kW

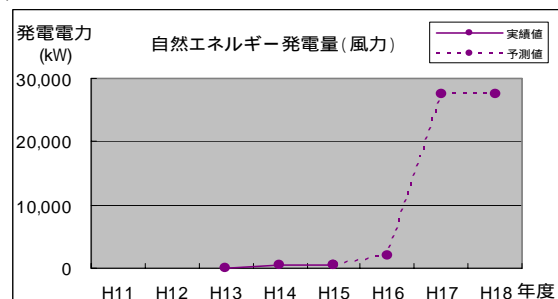


図 2：鳥取県風力発電導入量(kW)

(3) その他

自然エネルギー推進プロジェクトチームによる検討

プロジェクトチームの下に 7 つのワーキンググループ (WG) をもうけ、自然エネルギーの導入の可能性について関係機関 (市町村、庁内各課) と検討を行いました。

岩美町支援 WG : 生ゴミのエネルギー利用
 智頭町支援 WG : 廃材など木のエネルギー利用
 東伯・赤碕町支援 WG : 畜産ふん尿のエネルギー利用
 日南町支援 WG : 廃材など木のエネルギー利用、中小水力発電の導入
 佐治村支援 WG : 梨くずを利用したバイオマスエネルギー利用
 大山町支援 WG : 雪氷冷熱のエネルギー利用
 公共施設導入 WG : 県有施設、学校等への導入
 風力発電事業化調査 WG : 風力発電の適地の調査
 中小水力発電事業化調査 WG : 中小水力発電の適地の調査
 木質バイオマス導入 WG : 木質バイオマスの利用・導入

東伯・赤碕町支援 WG : 採算性が見通しが立たず検討を休止しています。

県下の大学、企業等での検討

- ・ 温度差発電 : 企業による温泉の熱等を利用した温度差発電設備の実証試験を計画
- ・ 波力発電 : 神戸大学・鳥取大学による波力発電設備の研究開発
王子製紙米子工場の R P F 発電
- ・ 燃料として木、紙などを利用したバイオマス発電ボイラーの設置を計画
- ・ H17 年度完成予定 : 自然エネルギー利用分 約 10,000kW

今後の取り組み

(1) 市町村独自の取組支援

- ・ 市町村独自の自然エネルギー利用 (バイオマス、小水力、雪氷冷熱等) に対する支援

(2) 県民や N P O 等の取組支援

- ・ 県民や N P O 等が主体となった自然エネルギー利用に対する支援

地域が主体となった太陽光、風力、小水力などによる発電所の設置
 ペレットストーブの導入や廃天ぷら油の利用 など

(3) 生ゴミ発電や木質ペレットストーブなど循環型社会構築と連係した取組み

- ・ 地域にある未利用資源 (ゴミや木材等) から電気・熱等のエネルギーや堆肥等の副産物をつくりだす地域循環型社会を構築する取組みの推進

県内三大湖沼の水環境の保全と再生

現状・課題

県内の三大湖沼である湖山池、東郷池、中海は、昔から住民が水と親しむ場であるとともに、様々な恵みを与えてくれる、地域住民の生活にとって重要な場でした。

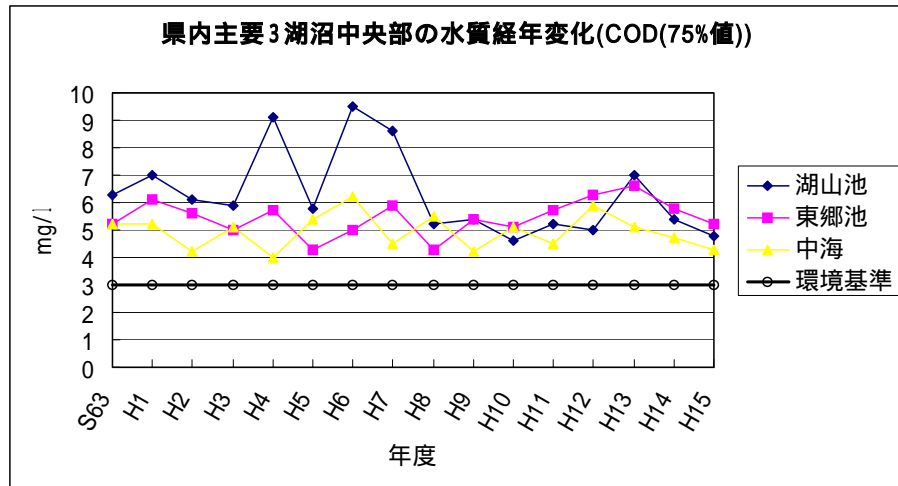
一方、戦後の高度経済成長期以降、周辺流域の社会経済活動や生活習慣の変化に伴い、三大湖沼の水質は次第に悪化し、人々の生活と密接に結びついたかつての姿からは遠ざかっています。

湖の水質を改善するには、湖に流れ込む汚濁物質の量を減らすことが最も重要です。このため、県、市町村、流域住民が協力して、下水道や合併処理浄化槽などの整備を推進するとともに、工場等の各種汚濁源に対する規制を行い、湖に流れ込む汚れを減らす努力を行ってきました。

このような努力の結果、県内三大湖沼の水質は、一定の改善は見られたものの、あるべき望ましい目標として定めた水質環境基準を達成しておらず、依然として汚れた状況にあります。

COD: 化学的酸素要求量といい、主に有機物による水の汚れの程度を示す。

75%値: 年間の全てのデータを小さい方から並べたときの(データ数×0.75)番目の値を示す。



県の取り組み

(1) 湖山池

湖山池は、平成 15 年度末の下水道普及率が 38%であり、三大湖沼の中で生活排水対策が最も遅れています。このため、平成 13 年度に策定した「第 2 期湖山池水質管理計画」に基づき、下水道や合併処理浄化槽等の一層の整備を進めるとともに、休耕田や水路を用いた生物等による水質浄化実証試験やアオコの発生機構調査等の調査研究を行ってきました。さらに、平成 17 年度に予定されている塩分導入試行による水質・生態系への影響を把握するため、平成 16 年度から現況調査を行っています。



(2) 東郷池

東郷池は、平成15年度末の下水道普及率が81%であり、三大湖沼の中で生活排水処理対策が最も進んでいるにもかかわらず、水質改善が見られません。このため、生活排水以外の汚濁負荷源である山林の汚濁負荷調査や汚濁機構解明調査等の調査研究を行うとともに、水質予測モデルを構築して、流入汚濁負荷と水質との関係を解析し、今後の効果的な負荷削減等の水質改善施策を検討していきます。



(3) 中海

中海の水質は、ここ数年改善傾向が見られるものの、長期的には横ばい傾向にあります。平成15年度末の下水道普及率は56%であり、平成14年度には、米子市公共下水道内浜処理場において高度処理が開始されるなど、生活排水処理施設の整備は着実に進捗しています。その結果、島根県と共同で策定した「第3期中海に係る湖沼水質保全計画(H11~15)」に定める水質目標値を達成したものの、依然として環境基準の達成には至っていません。引き続き中海の水質改善を図るため、第4期計画(H16~20)を策定して、水質保全対策を総合的・計画的に推進します。



特に、今後の湖沼浄化対策を考える上で重要となる、湖沼生態系の回復による自然の浄化機能の回復を図るため、藻類・貝類による水質浄化手法の検討に着手しました。

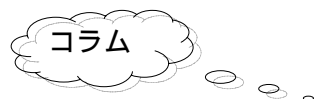
今後の取り組み

県内三大湖沼の水質については、環境基準()のできるだけ速やかな達成を目標としているが、湖沼毎に諸元(面積、貯水量、形状等)や流域の特性(山林・農地、市街地面積や人口、産業構造)が異なるため、それらを踏まえた効果的な対策が必要です。また、湖沼がもたらす自然の恵みを実感し、ふれあいの場としての利活用ができる豊かな水辺を創造するには、湖辺の自然環境の保全、再生の取り組みを推進する必要があります。このため、下水道等の整備のみならず、湖に流れ込む河川や水路の浄化や、植物や藻類・貝類等の水生生物による自然浄化機能の活用、あるいは肥料の使用量を抑えた環境にやさしい農業を更に促進するなど、様々な取り組みが求められています。

湖沼の環境改善には、県や市町村等の行政機関の努力はもちろんのこと、関係団体等の努力とともに、地域住民の理解と協力が不可欠であり、各者の協働により、美しい湖を守り、育て、次の世代へ引き継ぐため、次のような取り組みを進めています。

下水道や合併浄化槽の整備と併行して、未接続の家庭を中心とした生活雑排水の浄化実践活動の普及啓発
 水質浄化や自然再生に向けた住民主導の活動への支援
 農地における減農薬・適正施肥、山林の適正な維持管理の推進
 流入河川水や道路側溝排水の浄化、雨水貯留沈殿槽の整備などの面原負荷対策
 藻類や貝類などの生物を利用した湖水の直接浄化対策

注) : 湖山池、中海については湖沼類型 A 及び 、東郷池については湖沼類型 A



【中海のラムサール条約登録】

ラムサール条約とは

1971年にイランのラムサールで開催された国際会議において「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」が採択され、開催地にちなみ「ラムサール条約」と呼ばれる。現在、国内では釧路湿原、琵琶湖、藤前干潟など13ヶ所が登録されています。

当初、条約は水鳥のために湿地の環境を守っていくという内容でしたが、湿地そのものの保全とともに湿地の持つ生態系をこわすことなく湿地が与える恵みを将来の世代に引き継ぐ「賢明な利用（ワイズユース）」として活用する取決めに変化してきました。

中海の現況

中海は本県と島根県にまたがる約9200ヘクタールの日本で5番目の面積の汽水湖です。中海はその特殊な環境の恩恵を受けて多くの魚貝類が生息するとともに、260種を超える鳥類が観察され、コハクチョウを始めとする平均7.5万羽以上の水鳥が越冬する西日本最大の飛来地でもあり、昭和49年からは国指定鳥獣保護区となっています。

その一方で、農業生産の立場から干拓・淡水化事業が昭和38年から始まり、以来、干拓地の造成や淡水化施設の建設が行われてきましたが、国の減反政策や住民団体などによる反対運動によって、平成12年に干拓の中止、平成14年には淡水化が中止となるなど、近年の中海をめぐる情勢は激変しました。

中海のラムサール条約登録を目指した動き

このような背景の中で、中海のラムサール条約への登録は中海の自然環境を次世代に引き継ぐ有効な方法であると捉え、平成15年度から地元関係者の合意を前提に、登録要件のひとつである国指定鳥獣保護区特別保護地区の指定手続きを進めた結果、本年11月に米子水鳥公園を含む8043ヘクタールが指定されました。

今後は、関係自治体等と連携しながら、条約の基本精神である「賢明な利用（ワイズユース）」を県民に周知し、2005年11月の登録を目指します。

森林の保全(森林環境保全税)

現状・課題

(1) 森林の多面的機能について

森林は、木材生産機能の他に、私たちの生活に役立つ様々なはたらきを持っており、これらのはたらきを、「森林の多面的機能」といいます。その主なものに、水源かん養機能（保水・湧水緩和・水質浄化）、山地災害防止機能（土砂流出防止・土砂崩壊防止）、保健文化機能や生活環境保全機能があります。具体的には、CO₂吸収によって地球温暖化防止に貢献する他、生物多様性の保全、レクリエーション機能、景観の保全、快適環境の形成などその役割は多岐にわたります。

森林の「水源かん養機能」とは・・・？

森林は孔隙に富んだ土壌をもっており、地表に降り注いだ降水のほとんどを地中に浸透・保水することができる。森林土壌が一定時間に浸透させる雨水の量（浸透能）は、草地の2倍、裸地の3倍といわれています。

日本の森林土壌が浸透した雨水を保水できる量（保水能）は、生活用水として使用される量（148億立方メートル）の約3倍と試算されています。

森林は降水をいったん土壌中に貯え、その後徐々に河川等へ流出させることにより、河川流量の安定化の役割も担い、生活、農業、工業用水等の利用効率を高めています。

森林のCO₂吸収量はどれくらいか？

植物は光合成によって、温暖化を促進するCO₂を吸収し、炭素を固定するという重要な働きを持っています。動物の呼吸や物質の燃焼など、あらゆる生命活動からCO₂が排出されているが、植物の緑は唯一このCO₂を吸収してくれます。日本全体の森林が吸収するCO₂量は国民の年間の呼吸量の2倍に相当するといわれています。

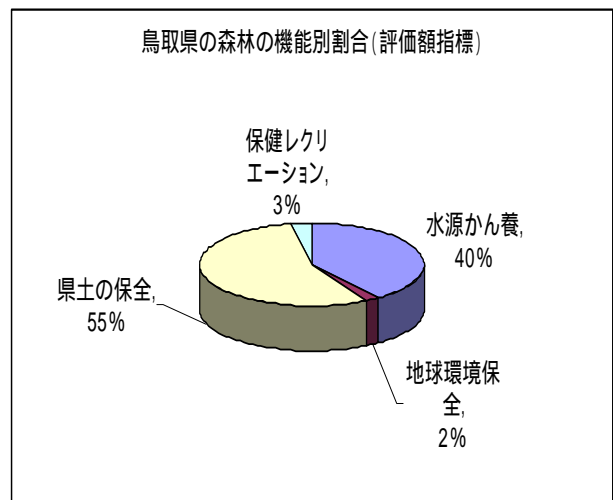
（林野庁HPより）

(2) 鳥取県の森林

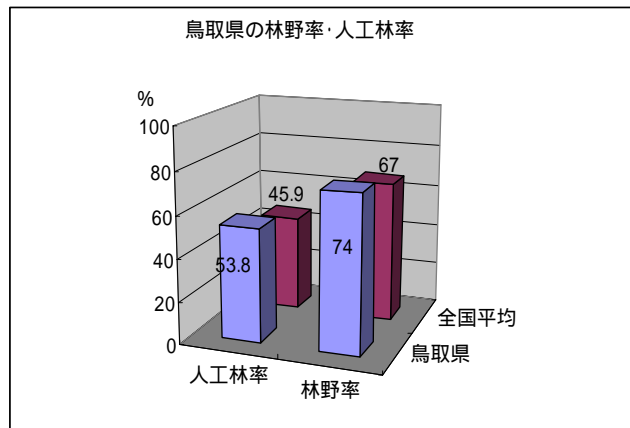
鳥取県は、県土の総面積約35万ヘクタールのうち約26万ヘクタール、約74%を森林が占めます。森林機能の評価額は約8千億円で、県土の保全、水源かん養機能が95%を占めています。

表8 鳥取県の森林の機能別比較（評価額指標）

機能の種類	評価額	
水源かん養	降水の貯留	1,137 億円
	洪水緩和	686 億円
	水質の浄化	1,485 億円
	計	3,308 億円
県土の保全	表面浸食防止	3,689 億円
	表面崩壊防止	866 億円
	計	4,555 億円
地球環境保全	二酸化炭素吸収	127 億円
	化石燃料代替	11 億円
	計	138 億円
保健レクリエーション		226 億円
合計		8,227 億円



森林は国有林と民有林に分類でき、県内の民有林のうち約半分（54%）の121千ヘクタールが人工林です。



人工林は「適切な手入れ」(下刈り、除伐、つる切り、枝打ち、間伐等)が必要です。しかし林業従事者の賃金が上昇する一方で木材価格が低迷したことから収益が出なくなり、「適切な手入れ」がなされていません。このような森林では、樹幹が閉鎖し、森林に光が入らないことから下層植生がなく、表土の流出を招くなど、公益的機能が低下しています。

鳥取の人工林が荒れた原因

(平成12年と昭和50年の比較)

- 1 木材価格は、半額以下に崩落
- 2 人件費は、倍以上に高騰
- 3 森林組合の作業員の半減
- 4 林業従事者の高齢化の進行
林業の衰退



間伐が不適切な人工林

一般に樹木と樹木の間隔が狭く、森林内には陽光が差し込みにくい。そのため下草が生えにくく、表土が流出しやすい。



適切に間伐された人工林

樹木の間隔が適当にそろえられ、成長も良好である。下層木・下草が育ち、土壌が保たれる。

全ての県民は森林から大きな恩恵を受けており、林業従事者だけでなく私たち県民一人ひとりがこの問題を受け止め、解決のために取り組んでいく必要があります。

県の取り組み

鳥取県では、この貴重でかけがえのない森林を救うため、県民に薄く広く偏りのない「税」の負担を求める方向で検討を重ね、「森林環境保全税」を導入することとしました。

(検討の経過)

平成 1 1 年 1 0 月 「鳥取県における地方税のあり方研究会」を設置し幅広い視野で研究を行う
 平成 1 4 年 6 月 森林を守るための新たな税のたたき台として、「鳥取県水源かん養税(仮称)」
 の検討案を公表
 県民 1 0 0 0 人アンケート・シンポジウム・意見交換会・アンケートを実施
 平成 1 5 年 1 2 月 修正案「鳥取県森林環境保全税」を公表
 平成 1 6 年 2 月議会 条例可決

< 鳥取県森林環境保全税の概要 >

(目的)

県民全体が恩恵を受けている森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、県民の広く薄く偏りのない負担により森林の保全を行い、県民共有の財産である森林を県民みんなで守り育てる意識の醸成を図ります。

(課税の方式)

個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税方式(上乗せ)。

(納税義務者)

県民税の均等割を納税していただく個人あるいは法人等。

(負担額(超過税率))

< 個人 > 年 3 0 0 円(現行の個人県民税均等割額 年 1,000 円に上乗せ)

平成 1 7 年度から平成 1 9 年度までの個人県民税均等割に上乗せ。

< 法人等 > 次の表のとおり(現行の法人県民税均等割の 3 %相当額)

表 8

資本等の金額の区分	森林環境保全税(年)	現行税額(年)
1 千万円以下	6 0 0 円	2 0 , 0 0 0 円
1 千万円超 ~ 1 億円以下	1 , 5 0 0 円	5 0 , 0 0 0 円
1 億円超 ~ 1 0 億円以下	3 , 9 0 0 円	1 3 0 , 0 0 0 円
1 0 億円超 ~ 5 0 億円以下	1 6 , 2 0 0 円	5 4 0 , 0 0 0 円
5 0 億円超	2 4 , 0 0 0 円	8 0 0 , 0 0 0 円

平成 1 7 年 4 月 1 日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日までの間に開始する各事業年度の法人県民税均等割に上乗せ

今後の取り組み

平成 1 7 年度の制度により試算したところ、森林環境保全税によって、1 年間におよそ 1 億円程度の税収が見込まれます。県民の方々に組織される「鳥取県森林環境保全税関連事業評価委員会」が、各事業の審査・採択、検証を行います。そのほか、導入から 3 年を経過した時点で、事業の効果や制度の妥当性等について検討を加え、必要に応じて見直しを予定しています。

【使い道について】

緊急に多面的機能を保全する必要がある森林の整備

- ・人工林の強度間伐による広葉樹との複層混交林化
- ・木の生えていない荒廃森林の植生回復のための整備

県民が一体となって森林を守り育てる意識の醸成を図る事業

- ・ボランティア団体等から公募した企画による森林の体験学習等の実施

環境配慮活動の推進

現状・課題

今日の環境問題は、日常生活や事業活動と密接に関連しており、その解決に向けて社会全体でも日常の事業活動を行いつつ、事業活動から生ずる環境負荷を軽減することが求められています。その有効な手段として取組を継続的に改善していく環境管理システムの導入が広がっています。

現在、自治体においても環境管理システムの国際規格である ISO14001 の認証取得の動きが活性化しており、鳥取県では、平成12年度に本庁知事部局が認証取得し、平成13年度に企業局等の事務局を対象範囲として加え、その後順次その対象範囲を地方機関へと広げています。鳥取県の環境管理システムの特徴として、鳥取県環境基本計画の実践手段として位置付け、その具体的な考え方に沿った施策を目的・目標、プログラムに取り入れています。

しかし、中小企業にとって、国際規格の認証取得は、経費や労力の面で負担が大きい問題があります。そのため、鳥取県では多くの中小企業、さらに県民の方々にも環境問題への取組のきっかけとなるように、独自の認定制度である「鳥取県版環境管理システム認定制度（愛称：TEAS = テス）」を全国の都道府県に先駆けて創設し、環境負荷低減のための環境配慮活動を推進しています。

この制度は、ISO14001 認証取得を目指す県内の中小企業を対象にした 種規格、種以外の中小企業及び高等学校を対象にした 種規格、小中学校、家庭、地域、小規模事業所を対象とした 種規格に分類されます。

いずれも計画（Plan） 実行（Do） 点検（Check） 見直し（Action）を1サイクルとしたPDCAに基づいた継続的改善を目指すシステムです。

職場や学校、そして家庭などでの環境活動の取組を広げ、より快適な環境づくりを進めていくための有効な取組の一つである「鳥取県版環境管理システム」を普及していく必要があります。

表10 TEASの概要

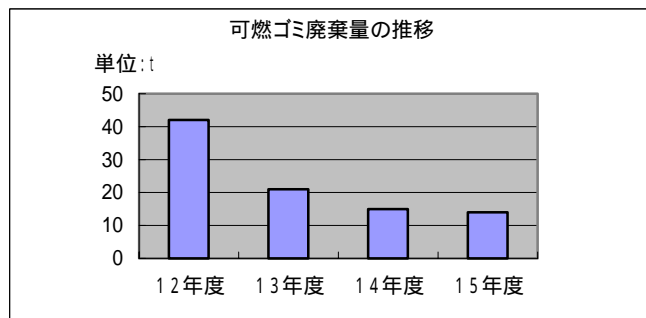
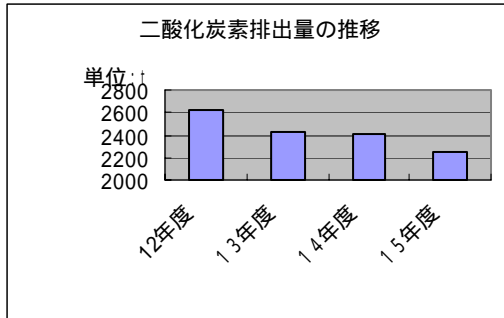
区分	TEAS 種	TEAS 種	TEAS 種
対象	ISO14001 認証取得を目指す中小企業等	中小企業等、高等学校	小中学校、家庭、地域 小規模事業所
内容	・PDCAサイクル ・環境影響評価はISO14001 並	・PDCAサイクル ・環境影響評価はチェックリスト等により簡素化	・PDCAサイクル ・環境影響評価は省略
認定	鳥取県	鳥取県	鳥取県
審査	鳥取県環境推進企業協議会	鳥取県	鳥取県
経費	無料	無料	無料
有効期限	1期3年（最長2期）以降はISO14001 へ移行	1期3年	1期3年
その他	ISO14001 への移行を考慮	ほとんどの組織で環境配慮活動が行えるよう配慮	環境管理システムを体験し、環境問題への理解を深めることを考慮

県の取り組み

(1) 県庁 ISO14001 の認証取得

省資源・省エネルギーの推進、事業活動に対する環境配慮、コストの縮減、環境施策推進、地域の事業者等に対する率先垂範、職員の意識改革、質の向上などのため引き続き ISO14001 の維持及び地方機関への拡大を推進します。

認証取得による効果（ISO本庁サイト）

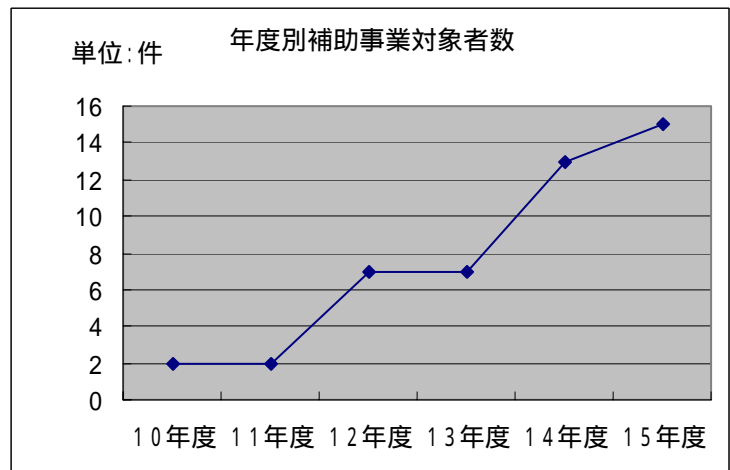


(2) ISO14001 の認証取得支援

鳥取県環境管理認証取得企業等育成補助金

ISO14001 を取得し、環境配慮活動の実施を目指す企業等に対し、審査登録料及びコンサルタント料の一部を助成します。

- ・実施主体：ISO14001 認証取得予定の企業等
- ・補助率：3分の1
- ・限度額：70万円



鳥取県環境推進企業協会との連携

ア 鳥取県環境推進企業協会

平成13年12月に県内のISO14001認証取得企業が集い、県の取組みと連携しながら、県内事業所における環境配慮活動の一層の普及を図るため設立しました。

(15年度末で49企業が参加)

イ 連携事業

ISO14001 の認証取得を目指す企業のシステムづくりを支援するため、県との共催で研修会やフォーラムを開催しています。

鳥取県版環境管理システム 種の審査を行うとともに、環境に関する情報交換を行っています。

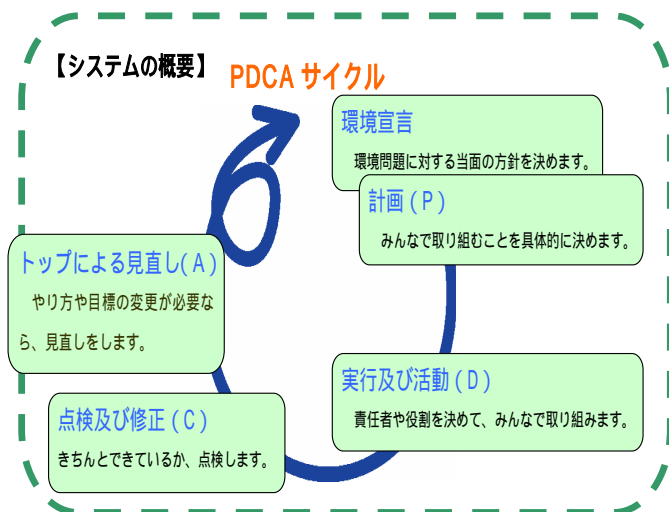
(3) 鳥取県版環境管理システムの普及

多くの中小企業や県民の方々が環境問題に取り組むきっかけとなるよう、平成14年3月に県独自で「鳥取県版環境管理システム認定制度(愛称テス=TEAS)」を創設しました。

このシステムは3種類の規格があり、いずれも審査は無料です。認定を受けやすいようシステムの構築モデルを提示しています。

表 1 1 T E A S 認定状況

区 分	H 1 3	H 1 4	H 1 5	計
種 (中小企業等)	3	3	4	1 0
種 (中小企業、高校等)	-	3	4	7
種 (小中学校、家庭、地域、小規模事業所)	-	7	4 1	4 8
計	3	1 3	4 9	6 5



日南町立阿毘縁小学校における
ゴミ分別方法についての学習

今後の取り組み

- (1) 県庁 ISO14001 の認証取得
 - ・ 認証取得サイトにおいては引き続き取組改善を行うとともに、未認証の地方機関等へ対象を拡大します。
- (2) ISO14001 の認証取得支援
 - ・ ISO14001 を認証取得しようとする県内企業等に対して財政支援を行います。
 - ・ 鳥取県環境推進企業協議会と連携して取得を支援します。
- (3) 鳥取県版環境管理システムの普及
 - ・ 関係部局や団体等と連携して、取得を支援します。

鳥取県の環境施策

平成17年1月作成

本冊子についてのお問い合わせは

鳥取県生活環境部環境政策課
環境立県戦略担当

TEL : 0857 - 26 - 7876

FAX : 0857 - 22 - 4240

Eメール : kanyouseisaku@pref.tottori.jp

鳥取県の環境ホームページ「エコなび」

URL : <http://www.pref.tottori.jp/seikatu/kankyo/>